**厚木市総合評価方式**

**試行ガイドライン**

**（工事請負）**

**令和７年度**

**厚　 木　 市**

 目　　　　　次

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　総合評価方式とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　試行の基本的事項

　(1) 総合評価方式のタイプ （特別簡易型 ・ 簡易型） ・・・・・・・・・・２

(2) 入札参加要件の経営事項審査結果の総合評定値・・・・・・・・・・・・２

　(3) 手持ち工事制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

　(4) 加算点の満点の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

　(5) 評価項目の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

　(6) 共同企業体実施工事実績の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

　(7) 施工計画等の評価方法の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

　(8) 落札候補者の決定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

　(9) 総合評価方式の手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

(10) 施工計画等が履行できなかった場合等のペナルティー・・・・・・・・・13

　(11) 総合評価方式に係る事項の公表等・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

 **１　はじめに**

優良な社会資本の整備のため、公共工事の品質の確保が強く求められる中で、本市では、優良な社会資本の整備、ダンピング防止、不良・不適格業者の排除、談合防止、建設業者の育成などを目的として、平成20年度から工事発注の一部案件において、価格と価格以外の要素の両方を総合的に評価する「総合評価方式」による入札を試行しています。

本ガイドラインは、総合評価方式の試行を効率的かつ円滑に実施するため、これまでの試行結果を踏まえ、評価項目、配点等の一部改訂を行い、試行に関する基本的事項を示したものです。

**２　総合評価方式とは**

総合評価方式とは、価格だけで評価してきた従来の落札方式とは異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった、価格以外の要素を含めて評価する落札方式です。この方式は、より高い技術力の確保や、工事の品質の向上、企業の技術開発や社会性等の促進、入札談合の抑制等の効果が期待される方式です。

なお、価格以外の要素の評価項目は、あらかじめ入札ごとに設定した評価基準に基づき行い、提出された施工計画、同種工事の施工実績等が評価の対象となります。これらを価格と併せて数値化し、最も高い評価値の者が落札候補者となります。

**３　試行の基本的事項**

**(1) 総合評価方式のタイプ**

工事の特性に応じて、次の２タイプの総合評価方式を試行します。

**ア　特別簡易型**

同種類似工事の施工実績や工事成績、業者の信頼性・社会性など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価し、落札候補者を決定します。

**イ　簡易型**

発注者の指示する仕様に基づき、適正かつ確実に工事を施工する能力を持っているかを確認するため、簡易な施工計画書の提出等を求めることによって、企業の技術力、施工能力及び社会性・信頼性といった価格以外の要素を評価し、この価格以外の要素と入札価格を総合的に評価し、落札候補者を決定します。

**(2) 入札参加要件の経営事項審査結果の総合評定値**

総合評価方式を実施する場合における経営事項審査結果の総合評定値の基準については、厚木市工事請負に係る条件付一般競争入札事務取扱基準第２項第１号の規定にかかわらず、「発注金額に対する総合評定値一覧表」によらず、定めることとします。

**(3) 手持ち工事制限**

総合評価方式については、手持ち工事件数に含みません。ただし、総合評価方式を落札できるのは、当該入札が行われた年度内において１件までとします。

**(4) 加算点の満点の範囲**

|  |  |
| --- | --- |
| 総合評価方式のタイプ | 加算点の満点の範囲 |
| 特別簡易型 | １６．５点～３０．５点 |
| 簡易型 | ２６．５点～６０．５点 |

**(5) 評価項目の内容**

総合評価方式のタイプに応じ、本市が個々の工事について評価項目及びその内容を定めます。大規模工事や特殊工事などの場合は、別途、評価項目及び配点を定める場合があります。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価種別 | 評価項目 | 特別簡易型 | 配点 | 簡易型 | 配点 |
| 企 業 の 技 術 力 | 簡易な施工計画の技術的所見 | 工事目的物や材料等の品質管理等に係わる技術的所見 |  |  | 必須原則１項目 | 10～30項目数に係わらず |
| 発注者が指定する施工上の課題に対する技術的所見 |  |  |
| 施工上配慮すべき安全対策に係わる事項 |  |  |
| 工程管理に係わる技術的所見 |  |  |
| 企　業　の技術的能力 | 過去１０年間の同種工事の施工実績 | 必須 | １又は２ | 必須 | １又は２ |
| 対象期間における同業種の工事成績評定点の平均点 | 必須 | ４ | 必須 | ４ |
| 過去５年間の厚木市優良建設工事等表彰の受賞実績 | 必須 | ２．５ | 必須 | ２．５ |
| 過去５年間の国又は厚木市以外の地方公共団体の工事における表彰の受賞実績 | 必須 | １ | 必須 | １ |
| 65点未満の工事成績評定点の有無 | 選択※ | －１ | 選択※ | －１ |
| ISO9001の認証取得 | 選択※ | １ | 選択※ | １ |
| 配置予定技術者の技術的能力 | 過去１０年間の同種工事の施工経験 | 必須 | ２ | 必須 | ２ |
| 配置予定技術者の同業種における工事成績評定点の平均点 | 必須 | ４ | 必須 | ４ |
| 取得資格 | 必須 | １ | 必須 | １ |
| 継続学習制度の取組状況 | 選択※ | １ | 選択※ | １ |
| 企　業　の社会性･信頼性 | 災害時等の地域貢献（災害協定等） | 選択※ | １ | 選択※ | １ |
| 建設機械の保有の有無 | 選択※ | １ | 選択※ | １ |
| 建設業労働災害防止協会への加入状況 | 選択※ | １ | 選択※ | １ |
| 建設キャリアアップシステムへの取組状況 | 選択※ | １ | 選択※ | １ |
| ISO14001又はエコアクション21、エコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証取得 | 選択※ | １ | 選択※ | １ |
| 電気自動車又は ﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ車の保有の有無  | 選択※ | １ | 選択※ | １ |
| 労働者（３０歳未満）の雇用の有無 | 選択※ | １ | 選択※ | １ |
| 女性技術者の雇用の有無 | 選択※ | １ | 選択※ | １ |
| 障がい者の雇用状況 | 選択※ | １ | 選択※ | １ |
| 本店所在地が厚木市内 | 選択※ | １ | 選択※ | １ |
| 自社及び市内企業（下請）の施工率 | 選択※ | ２ | 選択※ | ２ |
| 加算点の満点の範囲 |  | 16.5～30.5 |  | 26.5～60.5 |

※　工事の特性を踏まえて評価項目の採用を判断する。

**(6) 共同企業体実施工事実績の取扱い**

ア　特別共同企業体での実績

評価の対象とする。

なお、対象とする出資比率については、次の表のとおりとする。ただし、

厚木市発注工事で、案件ごとに基準を定めている場合は、次の表の基準を満

たさずとも、その基準を満たせば対象とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 構成員数（代表者含む） | 出資比率 |
| ２社 | 30％以上 |
| ３社以上 | 20％以上 |

イ　経常共同企業体での実績

評価の対象としない。

**(7) 施工計画等の評価方法の考え方**

選定した総合評価方式の種類（簡易型・特別簡易型）並びに工事の内容に応じて、評価項目、評価基準や加算点等の設定を行います。

また、簡易な施工計画の技術的所見に記載された内容が不適切である場合は、失格として評価値を算出しません。なお、失格に該当する場合は、調書にその旨を明示します。

**ア　特別簡易型における評価項目、評価基準等**

特別簡易型における評価は、企業、技術者の実績などから当該工事の施工に関する能力を確認するため、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて、企業の技術的能力や配置予定技術者の技術的能力及び企業の社会性・信頼性を評価項目とします。

**イ　簡易型における評価項目、評価基準等**

アに加えて、簡易型における評価については、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実な施工が確保できるかどうかを確認するため、「工事目的物や材料等の品質管理に係わる技術的所見」等の簡易な施工計画を求め、評価します。

なお、簡易な施工計画、企業の技術的能力、配置予定技術者の技術的能力及び企業の社会性・信頼性の各評価項目については、次のとおり配点及び評価を予定しています。

 評価項目と配点

①簡易な施工計画の技術的所見［ １０～３０点 ］（次の４項目から原則１項目を選択）

<配点の考え方について>

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
| 工事目的物や材料等の品質管理等に係わる技術的所見 | 工事目的物や材料等の品質の確認方法、管理方法等が現場条件を踏まえて適切であり、重要項目や優れた工夫の記載について評価する。 | １０～３０(項目数に係わらない) |
| 発注者が指定する施工上の課題に対する技術的所見 | 課題への対処について、現場条件を踏まえて適切であり、重要項目や優れた工夫の記載について評価する。 |
| 施工上配慮すべき安全対策に係わる事項 | 施工上配慮すべき安全対策等について、現場条件を踏まえて適切であり、重要項目や優れた工夫の記載について評価する。 |
| 工程管理に係わる技術的所見 | 工事の実施手順を含め、工程管理が現場条件を踏まえて適切であり、重要項目や優れた工夫の記載について評価する |
| 上記全ての評価項目について | 不適切な記述がある場合（※） | 失　格 |

ⅰ）「簡易な施工計画」に不適切な記述等がある場合を除き、基礎点として２点を加点する。

ⅱ）当該工事の現場での施工に不向きな記載等がある場合は、提案１項目あたり１点を減点する。

ⅲ）減点はⅰ）から減点することとし、減点の上限を２点とする。

ⅳ）具体的工夫のある提案１項目あたり４点を加点し最大で「配点－２点」（８点から２８点まで）を加点する。

ⅴ）具体的工夫のある提案が「配点数－２」／４（２個から７個まで）を超える企業がある場合、提案が最も多い企業を最大で「配点－２点」（８点から２８点まで）とし、以下比例配分した点数を得点とする。

ⅵ）ⅰ）～ⅳ）又はⅰ）～ⅲ）及びⅴ）を合計し最大１０点から３０点までを配点する。

具体的工夫のある提案の数

簡易な施工計画の加算点＝（基礎点２点－｢不向きな記載｣による減点）＋（配点－２点）×

具体的工夫のある提案の数の最大値

(「配点－２点」／４以下の場合「配点－２点」／４)

※誹謗中傷、各種法令違反及び施工計画と無関係な記述、全ての提案内容に記述が無い場合は失格とする。

②企業の技術的能力　　［９.５点～１０．５点］（必須・選択）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 配　点 |
| 過去１０年間の同種工事（※１）の施工実績（元請の工事に限る。） | 同種工事の施工実績がある。 | １又は２ |
| 同種工事の施工実績がない。 | ０ |
| 同業種における工事成績評定点の平均点（対象期間（※２）内の完成日が直近のものから３件） | 「同業種の工事成績評定点の平均点」評価基準、配点表による。 |
| 過去５年間の厚木市優良建設工事等表彰の受賞実績 | ３件以上 | 同業種の表彰実績が３件以上ある。 | ２.５ |
| 同業種の表彰実績が２件以上ある。 | ２ |
| 同業種の表彰実績が１件以上ある。 | １．５ |
| 異なる業種の実績のみ。 | １ |
| １件以上２件以下 | 同業種の表彰実績が２件ある。 | １．５ |
| 同業種の表彰実績が１件ある。 | １ |
| 異なる業種の表彰実績のみ。 | ０．５ |
| 表彰実績がない。 | ０ |
| ＊過去５年間の国又は厚木市以外の地方公共団体の工事における表彰の受賞実績 | 同業種の表彰実績がある。 | １ |
| 異なる業種の表彰実績のみ。 | ０．５ |
| 表彰実績がない。 | ０ |
| ６５点未満の工事成績評定点の有無（対象期間（※３）における工事） | ６５点未満の成績評定点がない。 | ０ |
| ６５点未満の成績評定点がある。 | －1 |
| ＊ＩＳＯ９００１の認証取得（入札公告日時点における「ISO9001」の認証取得状況） | 取得あり | １ |
| 取得なし | ０ |

※１ 同種工事：個別案件ごとに設定する。

※２ 対象期間：公告日の属する年度の３年度前の４月１日から公告日前月末日までに完成検査したもの。

※３ 対象期間：公告日の属する年度の前年度の４月１日から公告日前月末日までに完成検査したもの。

※４ 入札参加申請期限時点での契約検査課執行の手持ち件数で全業種（緊急維持補修工事を含む）が対象。

＊　＊マークがある証明については、公告年度内に既に契約検査課へ写しを提出している場合は、提出不要です。ただし、有効期間があるものについては、有効期限が過ぎた場合は、改めて有効期間内の書類の提出が必要です。（以下同じ。）

「同業種の工事成績評定点の平均点」評価基準、配点表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 同業種工事の平均成績評定点 | 配点 | 同業種工事の平均成績評定点 | 配点 |
| ８５点以上 | ４．０ | ６９点以上７０点未満 | ０．８ |
| ８４点以上８５点未満 | ３．８ | ６８点以上６９点未満 | ０．６ |
| ８３点以上８４点未満 | ３．６ | ６７点以上６８点未満 | ０．４ |
| ８２点以上８３点未満 | ３．４ | ６６点以上６７点未満 | ０．２ |
| ８１点以上８２点未満 | ３．２ | ６５点以上６６点未満又は該当工事なし | ０ |
| ８０点以上８１点未満 | ３ | ６４点以上６５点未満 | －０．２ |
| ７９点以上８０点未満 | ２．８ | ６３点以上６４点未満 | －０．４ |
| ７８点以上７９点未満 | ２．６ | ６２点以上６３点未満 | －０．６ |
| ７７点以上７８点未満 | ２．４ | ６１点以上６２点未満 | －０．８ |
| ７６点以上７７点未満 | ２．２ | ６０点以上６１点未満 | －１．０ |
| ７５点以上７６点未満 | ２ | ５９点以上６０点未満 | －１．２ |
| ７４点以上７５点未満 | １．８ | ５８点以上５９点未満 | －１．４ |
| ７３点以上７４点未満 | １．６ | ５７点以上５８点未満 | －１．６ |
| ７２点以上７３点未満 | １．４ | ５６点以上５７点未満 | －１．８ |
| ７１点以上７２点未満 | １．２ | ５６点未満 | －２．０ |
| ７０点以上７１点未満 | １ |  |

③配置予定技術者の技術的能力　［７点～８点］　（必須・選択）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 配　点 |
| 過去１０年間の同種工事（※１）の施工経験（元請工事で主任（監理）技術者としての施工経験） | 同種工事の施工経験がある。 | ２ |
| 同種工事の施工経験がない。 | ０ |
| 配置予定技術者の同業種における工事成績評定点の平均点（対象期間(※２)内の完成日が直近のものから３件） | 「配置予定技術者の同業種の工事成績評定点の平均点」評価基準、配点表による。 |
| 継続学習（ＣＰＤ）制度の取組状況《５単位（認定時間）／年以上（※３）》 | 継続教育の証明がある。 | １ |
| 継続教育の証明がない。 | ０ |
| 取得資格（入札参加申請期限時点における技術者の資格の取得状況） | 監理技術者となり得る資格を有する。（有効な監理技術者証を有すること） | １ |
| 上記以外 | ０ |

※１ 同種工事：個別案件ごとに設定する。

※２ 対象期間：公告日の属する年度の３年度前の４月１日から公告日前月末日までに完成検査したもの。

※３ 配置予定技術者の継続教育(ＣＰＤ)実績について、１つの証明機関において、１年間で５単位

(認定時間)以上の実績がある場合に評価する。実績の証明は、該当工事の履行に係る国家資格に

関する継続教育(ＣＰＤ)実績について、証明機関が証明する場合に限る。また、提出する実績の

証明期間の最終日が、入札公告日の１年前の日から技術資料提出期限までにあるものに限る。

　　　 【図解】単位（認定時間）数を有効とする証明期間の考え方

　　　　

「配置予定技術者の同業種の工事成績評定点の平均点」評価基準、配点表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 同業種工事の平均成績評定点 | 配点 | 同業種工事の平均成績評定点 | 配点 |
| ８５点以上 | ４．０ | ６９点以上７０点未満 | ０．８ |
| ８４点以上８５点未満 | ３．８ | ６８点以上６９点未満 | ０．６ |
| ８３点以上８４点未満 | ３．６ | ６７点以上６８点未満 | ０．４ |
| ８２点以上８３点未満 | ３．４ | ６６点以上６７点未満 | ０．２ |
| ８１点以上８２点未満 | ３．２ | ６５点以上６６点未満又は該当工事なし | ０ |
| ８０点以上８１点未満 | ３ | ６４点以上６５点未満 | －０．２ |
| ７９点以上８０点未満 | ２．８ | ６３点以上６４点未満 | －０．４ |
| ７８点以上７９点未満 | ２．６ | ６２点以上６３点未満 | －０．６ |
| ７７点以上７８点未満 | ２．４ | ６１点以上６２点未満 | －０．８ |
| ７６点以上７７点未満 | ２．２ | ６０点以上６１点未満 | －１．０ |
| ７５点以上７６点未満 | ２ | ５９点以上６０点未満 | －１．２ |
| ７４点以上７５点未満 | １．８ | ５８点以上５９点未満 | －１．４ |
| ７３点以上７４点未満 | １．６ | ５７点以上５８点未満 | －１．６ |
| ７２点以上７３点未満 | １．４ | ５６点以上５７点未満 | －１．８ |
| ７１点以上７２点未満 | １．２ | ５６点未満 | －２．０ |
| ７０点以上７１点未満 | １ |  |

④企業の社会性・信頼性　　［０～１２点］（選択項目）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 配　点 |
| ＊災害時等の地域貢献（入札公告日時点における厚木市と災害協定等の締結の有無、及び厚木市消防団協力事業所表示証の交付の有無） | 災害協定等の締結があり、厚木市消防団協力事業所表示証の交付を受けている。 | １ |
| 災害協定等の締結がある、又は厚木市消防団協力事業所表示証の交付を受けている。 | ０．５ |
| 災害協定等の締結や厚木市消防団協力事業所表示証の交付がない。 | ０ |
| ＊建設機械保有の有無（※１）（入札公告日時点における保有状況） | 建設機械を自社で保有（長期リース（３年以上）を含む。）をしている。 | １ |
| 建設機械を自社で保有（長期リース（３年以上）を含む。）をしていない。 | ０ |
| ＊建設業労働災害防止協会への加入（入札公告日時点における建設業労働災害防止協会への加入状況） | 加入している。 | １ |
| 加入していない。 | ０ |
| 建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）への取組状況（入札参加申請期限時点における登録状況） | 事業者登録がある。 | １ |
| 事業者登録がない。 | ０ |
| ＊ISO14001又はエコアクション21、エコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証取得（入札公告日時点における資格の取得状況） | 取得している。 | １ |
| 取得していない。 | ０ |
| ＊電気自動車又はﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ車保有の有無（※２）（入札公告日時点における保有状況） | 電気自動車又はﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ車を自社で保有（長期リース（３年以上）を含む。）している。 | １ |
| 電気自動車又はﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ車を自社で保有（長期リース（３年以上）を含む。）していない。 | ０ |
| 労働者（３０歳未満）の雇用の有無（入札参加申請期限時点における雇用状況） | 雇用している。 | １ |
| 雇用していない。 | ０ |
| 女性技術者の雇用の有無（入札参加申請期限時点における雇用状況） | 雇用している。 | １ |
| 雇用していない。 | ０ |
| 障がい者（※４）の雇用状況（入札公告日時点における雇用状況） | 障害者雇用促進法（※３）において、障がい者の雇用に関する状況について報告が義務付けられている企業で、法定雇用率以上の障がい者を雇用している。 | １ |
| 報告が義務付けられていない企業で、障がい者を雇用している。 |
| 報告が義務付けられていない企業で、障がい者を雇用していない。 | ０ |
| 報告が義務付けられている企業で、法定雇用率以上の障がい者を雇用していない。 | －１ |
| 本店所在地が厚木市内（入札公告日時点における本店所在地） | 該当する。 | １ |
| 該当しない。 | ０ |
| 自社及び市内企業（下請）の施工率（※５） | １００％  | ２ |
| ７５％以上１００％未満 | １ |
| ５０％以上７５％未満 | ０．５ |
| ５０％未満 | ０ |

※１　建設機械とは、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン（つり上荷重３ｔ以上）、ダンプ（土砂の運搬が可能なすべてのダンプ「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」及び「ダンプセミトレーラ」）、締固め用機械、解体用機械及び高所作業車（作業床の高さ２ｍ以上）のいずれかをいう。確認方法は、入札公告日時点においての保有等を次の３点の書類から確認する。

・ 売買契約書の写し又は賃貸借契約書等の写し

・ 特定自主検査記録表等の写し

・ 該当建設機械の写真

※２　入札公告日時点における車検証(リースの場合は、賃貸借契約書等)の写しを提出

※３　障害者の雇用の促進等に関する法律をいう。

※４　障がい者とは障害者の雇用の促進等に関する法律第２条第２号から第６号に規定する障がい者とする。ただし、精神障がい者については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。

※５　施工率は、入札価格に対する自社施工の金額と市内企業（厚木市内に本店を有する企業）への下請金額の合計額が占める割合で、小数点以下を四捨五入して記載する。

下請の対象は、一次下請（元請と直接契約を締結するものに限る。）とする。（警備業、測量業及び運送業は含まない。）

工事完成時に、施工体制台帳等で下請業者等との契約金額を確認するものとする。確認（当初請負金額に対する割合を確認するが、変更契約により請負金額が減額となった場合は、変更後の金額に対する割合を確認する。）の結果、技術資料に提示した割合を下回った場合は、工事成績評定点から３点を減点する。

**(8) 落札候補者の決定方法**

ア　入札参加者に対して、本市が提示する施工計画、施工能力等についての評価項目に関する技術資料を求め、あらかじめ設定した評価基準に基づき採点し、その点数（加算点）と標準点の合計点（技術評価点）を入札価格で除した数値（評価値）の最も高い者を落札候補者とします。なお、入札価格が失格基準価格以上調査基準価格未満の場合、入札価格を調査基準価格に置き換えて評定値を算出します。

1. 入札価格≧調査基準価格の場合

**評価値 ＝ 技術評価点（標準点＋加算点）÷入札価格 ×1,000,000**

1. 調査基準価格＞入札価格≧失格基準価格の場合

**評価値 ＝ 技術評価点（標準点＋加算点）÷調査基準価格 ×1,000,000**

※１　標準点は１００点、入札価格は消費税及び地方消費税を除いた価格、単位は円、評価値は小数点第四位までとします（小数点第五位を四捨五入）。

※２　価格を置き換えて評価された者が落札候補者となった場合は、低入札価格調査を実施します。また、落札価格は入札価格（置き換え前の額）とします。

イ　総合評価方式は、低入札価格調査制度を適用します。失格基準価格以上調査基準価格未満で入札が行われたときは、「厚木市建設工事総合評価方式の入札に係る低入札価格調査制度実施要綱」に基づき、低入札価格調査を実施します。

**ウ　低入札価格調査制度について**

総合評価方式で入札を行う工事において、「評価値」の最も高かった業者の入札額が「調査基準価格」を下回る価格で入札があった場合、工事の適正な履行が可能かどうか調査を実施する制度です。

なお、「失格基準価格」を下回った場合は、調査は実施せず失格となります。

**低入札価格調査制度と最低制限価格制度のイメージ**

　高

予定価格

※

最低制限価格

調査基準価格

【低入札価格調査制度】

低入札価格

調査対象

失格基準価格

【低入札価格調査制度】

　低

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業者 | 【低入札価格調査制度】の場合 | 「最低制限価格制度」の場合 |
| Ａ | 予定価格超過 | 予定価格超過 |
| Ｂ | 評価値が一番高い場合、落札候補者となる。 | 予定価格以下、最低制限価格以上だが、Ｃより価格が高いため落札不可 |
| Ｃ | 評価値が一番高い場合、落札候補者となる。 | 落札候補者 |
| Ｄ | 評価値が一番高く、低入札価格調査の結果、履行可能と判断された場合、落札候補者となる。※評価値の算出は、入札価格を調査基準価格に置き換える。 | 最低制限価格未満のため失格 |
| Ｅ | 失格基準価格未満のため失格 | 最低制限価格未満のため失格 |

* 調査基準価格　最低制限価格の算出方法と同じ
* 失格基準価格　調査基準価格の９８％

**(9) 総合評価方式の手続の流れ**

総合評価方式の手続の流れは、基本的には次のとおりです。

総合評価方式の適用、評価項目及び評価基準の設定（契約制度等検討委員会）

簡易な施工計画における具体的な評価項目の策定（技術審査会）※簡易型のみ

落札者決定基準等の意見聴取（学識経験者）

評価項目及び評価基準の決定

入札公告（契約検査課）

入札及び技術資料の提出（事業者）

入札参加資格確認申請（事業者）

簡易な施工計画以外の評価項目の審査（契約検査課）

簡易な施工計画の審査（技術審査会）※簡易型のみ

落札者を決定しようとするときの意見聴取（学識経験者）※必要とされた場合

簡易な施工計画以外の評価項目の加算点の決定（契約検査課）

開札及び評価値の算出（契約検査課）

低入札価格調査（評価値の最も高い者が対象となった場合）

落札者の決定（契約検査課）

総合評価方式実施状況の報告（契約制度等検討委員会）

　**(10) 施工計画等が履行できなかった場合等のペナルティー**

**ア　契約技術提案等の担保**

減点項目を除いた簡易な施工計画の技術的所見（落札者の了承が得られた場合には、加点項目のみとします。以下、「契約技術提案等」という。）は、契約及び施工計画書の内容となるため、契約技術提案等が履行できなかった場合の措置をあらかじめ定めます。

契約技術提案等の不履行が工事目的物の契約不適合に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求します。

　(ｱ) 契約技術提案等の履行に関する事項

契約技術提案等の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認します。受注者の責めにより契約技術提案等の内容が不履行の場合には、発注者はすみやかに「口頭注意」を行い、再度の施工を促すものとします。「口頭注意」を行っても履行されない場合は、「文書注意」を行い、再度当該契約技術提案等の履行を促すとともに、工事成績評定点を減ずるものとします。さらに、「文書注意」を行っても履行されない場合、又は再度の施工が困難な場合には、発注者の指示による施工を原則とし、工事成績評定点を減点するものとします。

・口頭注意後に履行された場合・・・減点なし

　　　　　　・文書注意後に履行された場合・・・提案内容ごとに１点減点

　　　　　　・文書注意後も不履行の場合・・・ 提案内容ごとに３点減点

　　　　　　・再度の施工が困難な場合・・・ 提案内容ごとに３点減点

　　また、自社及び市内企業（下請）の施工率について、工事完成時に確認した結果、技術資料に提示した割合を下回った場合は、工事成績評定点を減点するものとします。

　　　　　　・提示した割合を下回った場合・・・３点減点

なお、契約技術提案等に対する履行状況が不適切と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償請求等を行います。

　　　(ｲ) 配置予定技術者の配置に関する事項

　　　　　受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を主任技術者（監理技術者）として配置しなければなりません。ただし、病気、退職その他工事施工上やむを得ない場合は、主任技術者（監理技術者）を変更することができるものとします。その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料の「取得資格」において評価した加算点と同点以上の評価となる技術者でなければならないものとします。

なお、同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点するものとします。

・同等以上の技術者を配置できる場合・・・　減点なし

　　　　　　・同等以上の技術者を配置できない場合・・・１点減点

　(ｳ) 上記(ｱ)及び(ｲ)に係る工事成績評定点の減点は、最大８点とします。

**イ　簡易な施工計画の技術的所見に係るヒアリングに関する事項**

総合評価方式の実施にあたっては、当該工事の内容などやその特性に応じ、ヒアリングを実施できるものとします。

なお、ヒアリングは簡易な施工計画の技術的所見の内容に係る確認等を目的に行い、ヒアリング自体の評価は行いません。

**ウ　その他**

企業から提出された簡易な施工計画の技術的所見については、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成１７年８月２６日閣議決定:参考参照）に基づく取扱いに準拠するものとします。

【参考】

「民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。」

**(11) 総合評価方式に係る事項の公表等**

手続の透明性・公平性を確保するため入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告等において明らかにします。

**ア　手続開始時における明示**

総合評価方式を適用する工事では、入札公告等において次の事項を明記します。

(ｱ) 総合評価方式の適用の旨

(ｲ) 入札参加要件

(ｳ) 総合評価に関する評価基準（評価項目、配点、欠格要件）

(ｴ) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(ｵ) 契約技術提案等が履行できなかった場合の措置

**イ　落札結果の公表**

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、速やかに入札結果を公表するとともに、次の事項を記載した評価調書を公表します。

(ｱ) 入札参加者名

（ｲ）各入札参加者の入札結果

